

○町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例

平成 27 年 12 月 28 日

条例第 50 号

総務部市政情報課

改正 平成 28 年 12 月 28 日条例第 40 号

平成 30 年 9 月 28 日条例第 36 号

令和 2 年 3 月 31 日条例第 10 号

令和 3 年 9 月 30 日条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号及び特定個人情報の利用並びに法第 19 条第 11 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 28 条例 40 ・ 令 3 条例 28 ・ 一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第 3 条 町田市（以下「市」という。）は、個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるととも

に、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲等）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び法別表第2の第2欄に掲げる事務であって市の機関が行うものとする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務であって当該機関が行うものを処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則そ

の他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平 2 8 条例 4 0 ・ 令 3 条例 2 8 ・ 一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日 条例第 4 0 号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 2 5 年法律第 2 7 号) 附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成 3 0 年 9 月 2 8 日 条例第 3 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 3 1 日 条例第 1 0 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 3 0 日 条例第 2 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

(令 2 条例 1 0 ・ 一部改正)

機 関	事 務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて町田市規則 (以下「市規則」という。) で定めるもの
2 市長	町田市児童育成手当条例 (昭和 4 6 年 1 0 月町田市条

	例第 28 号) による児童育成手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの
3 市長	町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 (平成 2 年 1 月町田市条例第 1 号) による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
4 市長	町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例 (平成 5 年 9 月町田市条例第 27 号) による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
5 市長	町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 (平成 19 年 3 月町田市条例第 9 号) による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
6 市長	私立幼稚園その他これに準ずる施設に在籍する幼児の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって市規則で定めるもの
7 町田市教育委員会 (以下「教育委員会」という。)	経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に係る就学援助費の支給に関する事務であって町田市教育委員会規則 (以下「教育委員会規則」という。) で定めるもの
8 教育委員会	学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 81 条第 2 項の特別支援学級及び学校教育法施行規則 (昭和 22 年文部省令第 11 号) 第 140 条の特別の教育課程に就学する児童及び生徒に係る就学奨励費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの

別表第 2 (第 4 条関係)

(平 3 0 条例 3 6 ・ 令 2 条例 1 0 ・ 一部改正)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって市規則で定めるもの
		地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって市規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）による給付金の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する

		る法律（昭和３９年法律第１３４号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
		母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
		児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当又は特例給付（同法附則第２条第１項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって市規則で定めるもの

		介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって市規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による自立支援給付の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
2 市長	町田市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報であって市規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）による身体障害者手帳又は知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）にいう知的障害者に関する情報であって市規則で定めるもの
3 市長	町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
		地方税関係情報であって市規則で定めるもの
4 市長	町田市乳幼児の医療費の助	生活保護関係情報であって市規則

	成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	で定めるもの
		地方税関係情報であって市規則で定めるもの
5 市長	町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
		地方税関係情報であって市規則で定めるもの
6 市長	私立幼稚園その他これに準ずる施設に在籍する幼児の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
		地方税関係情報であって市規則で定めるもの

別表第 3（第 5 条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に係る就学援助費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
			地方税関係情報であって市規則で定めるもの
2 教育委員会	学校教育法第 8 1 条第 2 項の特別支援学級及び学校教育法施行規則	市長	生活保護関係情報であって市規則で定めるもの

	第 1 4 0 条の特別の教育課程に就学する児童及び生徒に係る就学奨励費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの		地方税関係情報であって市規則で定めるもの
--	--	--	----------------------